

令和5年第1回定例会 一般会計予算決算常任委員会  
市民厚生分科会審査記録（1日目）

- 1 日 時 令和5年3月8日（水） 午前10時05分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第35号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第16号）  
議第13号 令和5年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（7名）
- |    |       |    |        |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 菅井晋一君 | 2番 | 富樫雅男君  |
| 3番 | 鈴木好彦君 | 4番 | 稲葉久美子君 |
| 5番 | 木村貞雄君 | 6番 | 鈴木一之君  |
| 7番 | 長谷川孝君 |    |        |
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田敏秋君
- 7 分科会委員外議員
- |               |      |       |
|---------------|------|-------|
| 一般会計予算決算常任委員会 | 委員長  | 大滝国吉君 |
| 一般会計予算決算常任委員会 | 副委員長 | 小杉武仁君 |
- 8 説明のため出席した者
- |            |        |
|------------|--------|
| 副市長        | 忠聡君    |
| 税務課長       | 大滝慈光君  |
| 同課収納対策室長   | 東海林肇君  |
| 市民課長       | 板垣敏幸君  |
| 同課市民年金室長   | 小川一幸君  |
| 同課生活人権室長   | 前川龍也君  |
| 同課自治振興室長   | 佐藤克也君  |
| 環境課長       | 瀬賀豪君   |
| 同課生活環境室長   | 本間研二君  |
| 同課生活環境室副参事 | 鈴木義貴君  |
| 同課生活環境室係長  | 小野寺みき君 |
| 同課環境政策室長   | 大滝誓生君  |
- 9 議会事務局職員
- |    |      |
|----|------|
| 局長 | 内山治夫 |
| 書記 | 菅井洋子 |

（午前10時05分）  
分科会長（長谷川 孝君）開会を宣する。

○一般会計予算決算常任委員会正副委員長を「分科会委員外議員」の扱いとし、今後、本分科会が開催されるたびに、出席いただくことに決定した。

○本分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1

議第35号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第16号）についてのうち市民厚生分科会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長（税務課長 大滝慈光君、市民課長 板垣敏幸君、環境課長 瀬賀 豪君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第1款 市税

（説明）

税務 課長

おはようございます。皆さん、よろしくお願ひする。1款2項1目固定資産税だ。11P、説明欄1である。過年度分として1億369万5,000円の減額ということである。これについては、11月29日、昨年、全協で説明を申し上げたところだけれども、令和3年8月に判明いたした相続登記の未了の資産に係る固定資産の課税誤りの、その税額の更正作業ということで、令和3年度、そして令和4年度と2か年度でやるということでお話を申し上げていた。しかしながら、8月3日からの豪雨災害によって作業が滞っている。被害認定調査、罹災証明書の発行、そして固定資産税の家屋の減免等々でかなりの時間を要した。誤った納税義務者、課税誤りが判明した当時3,805人いらっしゃった。そのうち令和4年度中に作業が完了できるのが約2,500、残りの約1,300名については年度内に完結することができないので、それについて予算を全部使い終わることができないので、その1,300人については、令和5年度にまた作業を継続させていただき、それは令和5年度の予算に上げた。その分令和4年度できない分を今回減額させていただくということをお願いを申し上げる。これについては、地方税法の規定によって、平成30年度から令和4年度までの5年分についての税額更正の分としての1億何がしの減額である。説明は以上だ。

第13款 分担金及び負担金

（説明）

環境 課長

続いて、13款分担金及び負担金、2項負担金、3目衛生費負担金、1節保健衛生負担金である。説明欄の1、火葬場運営費負担金は荒川火葬場運営に係る関川村からの負担金だ。負担金額の確定による増額分だ。続いて、2節清掃費負担金だが、説明欄の1、ごみ処理場運営費負担金及び2、し尿処理場運営費負担金についても関川村からの負担金であり、負担金額の確定による補正だ。以上だ。

歳入

第1款 市税

（質疑）

鈴木 好彦

課税誤りの処理の遅延ということで、ちょっと確認だけしたいのだけれども、これ遅延によるいわゆる時効の枠を外れるということは、それはないよね。いわゆる5年間か何か外れると時効になるということではないのか。

税務 課長

判明当時、令和3年第3回定例会で補正をご議決いただいた。そのときの説明をもう一回させていただくと、誤った3,805名については、令和3年当時だから、平成24年度まで10年間遡って還付、お返しをさせていただくということで、作業は令和4年

度にまたぐので、では令和4年度の方はどうするかと。10年間となれば平成25年度までしか遡られない、しかしながら不利益を被るので、支払い要綱によって全員平成24年度まで遡るということをお約束申し上げている。それについては、令和5年度についても同じく平成24年度まで、これは歳出に今度出てくるけれども、今度過誤納還付金の部分でご説明するが、平成24年度まで遡る。

#### 第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

菅井 晋一 ちょっと教えてください。ごみ処理場の運営費負担金、関川の分、100万円減るのだけれども、恐らくそれはごみの量が減ったからということなのだろうか。

環境 課長 負担金の算定に当たっては、例えば人件費だとか工事費だとか委託料だとか、それぞれのその年度、今年度に要した経費に対して関川村の負担金が出るわけだけれども、一番大きかったのが恐らく今年度実施した旧ごみ処理場の残渣撤去工事について、当初予算の段階では予算額ベースで負担金を割り振らせていただいていたが、その後入札で請け差が生じて減額になったので、恐らくそれで減った部分が大きいかなと思う。

菅井 晋一 後で歳出のほうで聞けばいいのかもしれないけれども、収入が減るのだったら、歳出のほうもその経費減るのかなというふうに思ったものだから聞いてみた。歳出は減額の補正ないのよね。

環境 課長 後ほど出てくるけれども、残渣撤去工事については、繰越明許ということで予算を繰り越すこととしているので、今回はその部分での減額補正は行っていない。

歳出

#### 第2款 総務費

(説 明)

市民 課長 それでは、18P、19Pをお願いいたす。2款1項13目地域活性化推進費、1、地域おこし推進事業経費である。395万5,000円の減額だ。これは、令和4年度に朝日地域、高根集落であるが、を活動拠点として林業振興をミッションとした地域おこし協力隊1人を導入することとして募集を行ってきたところであるが、残念ながら今年度は隊員の応募がなかったということで、隊員の活動に関する経費を減額するというものである。以上だ。

税務 課長 2項1目賦課徴収費である。説明欄1、1億1,714万2,000円の減額である。歳入でも申し上げた相続登記未了の固定資産税の納税義務者誤りによって、年度内に完了できなかった1,300人分の減額補正ということである。過誤納還付金については、これは地方税法に基づき、さっきの歳入と絡んでくるけれども、平成30年度から令和4年度までの5か年分の還付金、そしてその下、還付加算金については、それを払うための還付加算金である。一番下の過誤納金補てん金の702万6,000円については、平成24年度から平成29年度、市の支払い要綱に基づいた年度の分についての補填金、これをできなかった分として今回減額補正をし、令和5年度、新たに予算要求をさせていただきたいというふうに考えている。以上である。

#### 第4款 衛生費

(説 明)

環境 課長 それでは、22P、23Pを御覧ください。中段になるが、4款衛生費、1項保健衛生費、4目火葬場運営費だが、こちらは財源更正である。歳入でご説明いたしたとおり、火葬場運営費負担金に係る関川村からの負担金増額分を一般財源から特定財源に更正するものだ。続いて、2項だ。24P、25Pを御覧ください。いずれも財源更正だ。1目清掃総務費の特定財源のその他7,000円の増と2目塵芥処理費の特定財源のうち、その他105万2,000円の減については、歳入でご説明したごみ処理場運営費負担金に係る関川村からの負担金減額分を割り振ったものだ。1目と2目のその他の金額を合計すると104万5,000円の減となり、歳入でご説明した関川村からの負担金減額分より2万5,000円ほど特定財源の減額が多くなるが、この2万5,000円分は、財政課の所管となるけれども、12款の公債費の財源更正の中にごみ処理場の起債償還分として組み入れられているものである。2目塵芥処理費の特定財源のうち地方債については、昨年8月の豪雨災害における災害廃棄物処理事業及び災害復旧事業に要する経費について、災害対策債として3,700万円、環境衛生施設災害復旧事業債といたして1,200万円を起債対象として一般財源から更正するものである。続いて、3目し尿処理経費の財源更正については、し尿処理施設運営費負担金に係る関川村からの負担金の増額分を一般財源から特定財源に更正するものだ。以上だ。

## 第2条「第2表 繰越明許費」

(説明)

環境 課長 それでは、4Pを御覧ください。第2表、繰越明許費になる。表の6行目、4款衛生費、2項清掃費、最終処分場運営経費9,563万6,000円及び7行目の旧ごみ処理場解体事業経費1億1,209万6,000円だが、今年度実施している荒川郷最終処分場閉鎖工事及び旧ごみ処理場残渣撤去工事について、今年度中に工事完了の予定だったが、昨年8月の大雨による災害の影響で工期が遅れており、今年の7月末まで工期を延長することに伴い、予算を繰り越すものである。契約については、最終処分場閉鎖工事と残渣撤去工事を一括で発注し、契約も1本となっているが、予算上は最終処分場閉鎖工事分を最終処分場運営経費、残渣撤去工事分を旧ごみ処理場解体事業経費に分けて計上しているものである。金額については、それぞれの事業の工事請負費及び施工監理業務委託料の契約額から前払い金として今年度中に支払い済みの額を差し引いた額に変更工事が生じた場合の増額分を見込んで加えた額である。続いて、8行目、8.3大雨災害災害廃棄物等処理事業経費5,477万2,000円だが、災害廃棄物の処理事業のうち、いわゆる災害ごみとして仮置場であるグリーンパークあらかわに収集した廃棄物の運搬、処分については、ほとんど処理が終了している。繰越額については、災害で全壊または大規模半壊の認定を受けた被災家屋のうち、所有者が解体を希望する家屋の解体、撤去及び処分を市が行う公費解体制度と中規模半壊または半壊の認定を受けた被災家屋を所有者が解体する場合に解体廃棄物の運搬処分を市が行う制度に要する経費である。どちらの制度も申請期限を今年度中としている。既に今年度中に完了しているもの、もしくは完了予定のものもあるが、解体工事を令和5年度に実施するものについても対象としているので、令和5年度実施予定分の経費を繰り越すものである。現在のところ令和5年度に実施する公費解体制度については申請が1件、解体廃棄物の運搬処分制度については申請済みが13件、申請の相談を受けている案件が6件ある。繰越額に含まれる経費といたしては、公費解体制度については解体工事費、施工管理委託費、解体廃棄物の処分費と

なる。解体廃棄物の運搬処分制度については、廃棄物の運搬費及び処分費となる。以上だ。

市民 課長 繰越明許費の部分で当市民課所管の分の上から2行目、総務管理費の空き家等管理不全防止対策経費である。こちらについて、960万円を繰越明許としてお願いするものである。これについては、今年度特定空家等ということで5件認定をいたして、除却をするということでやってきた。こちらについて、実施設計の結果、当該物件の損傷が想定よりも著しく進んでいて、解体工法に工夫を要するという部分、それから廃材、廃棄物の運搬処理物の増加、それから物価高騰による経費増大等によって設計金額が事業費を大きく超過をいたした。このことから国への補助金の変更交付申請を行って、補助金の交付決定を受けた後に事業着手というようなことで計画をしていて、1件分についてこの繰越しをするということで、工期について約2か月半を予定しているというようなことから、工事完了が令和5年5月頃と見込まれるので、繰越しをお願いするというものである。以上だ。

歳出

第2款 総務費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第4款 衛生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2条「第2表 繰越明許費」

(質 疑)

木村 貞雄 今ほど説明があったのだけれども、ちょっと分かりにくいところがあったのだが、衛生費の旧ごみ処理場の解体の関係なのだが、予算としてはちょうど半分ぐらいなのだけれども、今の状況どの辺まであれなのか。

環境 課長 工事の進行ということか。現在のところ工事進捗率にいたすと66.7%程度となっている。

日程第2

議第13号 令和5年度村上市一般会計予算のうち市民厚生分科会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、最初に歳入について予算付託表記載順に担当課長(税務課長 大滝慈光君、市民課長 板垣敏幸君、環境課長 瀬賀 豪君)から説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受け、その後歳出についての質疑に入る。

歳入

第1款 市税

(説 明)

税務 課長 お願いする。予算書13、14Pをお願いいたす。歳入の第1款市税である。まずは一番上段、市税総額である。令和5年度予算総額が64億9,896万6,000円を計上いたしました。対前年度比で1億448万4,000円の減額ということになる。税目ごとには説明す

るが、大きな減額としては、2項の固定資産税が約1億3,000万円減となっている。それでは、その下、第1項市民税である。個人、法人合わせて総額24億216万5,000円を計上している。対前年度比で961万2,000円の減ということである。1目の個人市民税では20億5,806万4,000円、2目の法人市民税については、3億4,410万1,000円を計上している。個人、法人とも大きな増減はない。予算編成に当たっては、過去3年、令和2、令和3、そして令和4年度の決算見込みなどを参考に予算額を算定している。市民税については、ここ数年24億円前後を推移している。続いて、その次のページをお願いいたします。第2項固定資産税である。総額34億470万8,000円を計上いたしました。対前年度比で1億3,286万2,000円の減となった。1目の固定資産税である。これは、土地、家屋、償却資産に係る現年度分については、約1,100万円の減額となっている。減額の、しかしながら1億3,000万円の減だから、大きな要因は、先ほども補正予算のところでご説明申し上げたが、相続登記未了の固定資産、これの納税義務者誤りの更正作業について、令和4年の豪雨災害に作業を完了できなかった分についての令和5年度、これを経費として過年度分に9,378万1,000円を計上させていただいている。令和4年度の過年度分の予算については、2億1,000万円を組んでいたもので、この9,300万円を差し引くと約1億1,600万円となって、この減額分が一番大きな理由である。続いて、その下の2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金である。3億3,903万3,000円を計上している。続いて、第3項軽自動車税である。総額2億4,797万1,000円を計上している。1目の環境性能割であるが、これは取得価格50万円以上の軽自動車税、これを購入したときにかかる税である。予算額については、1,390万9,000円である。続いて、その下、2目種別割だ。環境性能割は買ったときにかかるけれども、これは通常軽自動車税、軽自動車を保有していることに対する税である。令和5年度、登録台数を約170台程度の増大を見込んでおり、2億3,406万2,000円を計上いたしました。続いて、次のページをお願いいたします。第4項市たばこ税である。総額4億424万4,000円を計上し、対前年度比で2,693万3,000円の増となる。令和3年10月に税率が引き上がったということで、買うのをためらうのかなということで、令和4年度若干3億円何がしの予算編成をいたしましたが、意外とたばこを消費していて、令和4年度の収入見込みも4億円を超える見込みとなっている。それを基に算定をいたしている。5項入湯税である。総額3,987万5,000円を計上している。対前年度比で708万5,000円増という見込みである。令和2年度、新型コロナの影響で観光客、入湯客ががっぽり落ち込んだ。それから徐々に回復をしており、入湯客数も年々増えてきている。その関係で着実に伸びていくということで、令和4年度についても、令和2年度、22万人に落ち込んだ入湯客が今令和5年1月の段階で、今年度32万人を超えている。そういったところで算定をさせていただいている。6項都市計画税、これについては平成23年度既に廃止をしているところだけでも、滞納繰越分として3,000円を計上している。以上だ。

#### 第12款 交通安全対策特別交付金

(説明)

市民 課長 続いて、21P、22Pをお願いいたします。中段であるが、12款1項1目1節交通安全対策特別交付金の1、交通安全対策特別交付金であるが、こちらは道路交通安全施設の設置等に要する経費に充当されている交付金である。

### 第13款 分担金及び負担金

(説明)

- 市民 課長 その下、13款2項1目1節戸籍住民基本台帳費負担金の1、旅券交付事務負担金、こちらは関川村民のパスポート交付に伴う関川村からの負担金である。次の2、戸籍電子情報処理事務負担金、こちらについても戸籍システムを共同利用している粟島浦村からの負担金である。
- 環境 課長 それでは、23、24Pを御覧ください。3目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金だが、説明欄の1、火葬場運営費負担金は荒川火葬場運営に係る関川村からの負担金だ。同じ欄の下の方だが、2節清掃費負担金、説明欄の1、ごみ処理場運営費負担金及び次の2、し尿処理場運営費負担金は、それぞれの処理場運営に係る関川村からの負担金だ。

### 第14款 使用料及び手数料

(説明)

- 市民 課長 同じく14款1項1目1節総務管理使用料、3、行政財産使用料であるが、こちらは岩船、瀬波コミュニティセンター、源内塾、平林駅東口駐車場等の敷地内の電柱等の使用料である。4、駐車場使用料は、坂町駅前市営有料駐車場の使用料である。5、地域コミュニティセンター使用料は、岩船、瀬波、上海府コミュニティセンターの使用料だ。
- 環境 課長 続いて、3目衛生使用料、1節衛生使用料だが、説明欄の1、霊園等永代使用料及び2、行政財産使用料は、市営墓地の永代使用料及び東北電力柱及びN T T柱設置などに伴う行政財産使用料である。
- 市民 課長 それでは、27P、28Pお聞きください。14款2項1目1節総務管理手数料の1、地縁団体認可証明手数料は地縁団体の認可証明、印鑑証明発行に伴う手数料だ。2、放置自転車等返還手数料は、撤去をいたした放置自転車を返還する際に納めていただく手数料だ。
- 税務 課長 2節徴税手数料だ。369万5,000円、説明欄1から3、例年のとおりである。以上だ。
- 市民 課長 その下、14款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料については、記載のとおり戸籍謄抄本の手数料から身分証明書の手数料である。
- 環境 課長 次は、3目衛生手数料、1節衛生手数料だが、説明欄のうち主なものとしたしては、1、畜犬登録等手数料は新規登録の鑑札交付手数料だ。2、狂犬病予防注射済票交付手数料は1,900件分を見込んでいる。続いて、2節清掃手数料だが、説明欄のうち主なものとしたしては、3、ごみ処理手数料はごみ指定袋の大、中、小及び処理券の販売代金である。5のし尿処理手数料については、実績を参考に見込んでいる。7、廃棄物処理手数料はごみ処理場に直接持ち込まれる廃棄物の処理に係る手数料である。8、浄化槽汚泥処理手数料は、し尿処理場における浄化槽汚泥の処理に係る手数料である。

### 第15款 国庫支出金

(説明)

- 市民 課長 それでは、29P、30Pをお願いします。15款2項1目1節総務管理費補助金の5、個人番号カード交付事務費補助金については、マイナンバーカード交付事務に係る補助金だ。

環境 課長 次は、31、32Pになる。上段の3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の説明欄1、循環型社会形成推進交付金は、循環型社会形成の推進に必要な事業の実施に要する経費への国からの交付金であって、合併処理浄化槽設置事業分だ。今年度の当初予算額と比較して1,227万9,000円の減となっているが、これは今年度予算には荒川郷最終処分場閉鎖工事分を含んでいたことによるものである。

市民 課長 それでは、下段になるが、15款3項1目1節総務管理費委託金の1、自衛官募集事務委託金は自衛官募集事務に係る委託金だ。同じく15款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金、1の中長期在留者住居地届出等事務委託費については、外国人の居留地の事務に係る委託費である。同じく15款2項2目1節社会福祉費委託金、1、国民年金事務費交付金については、国民年金事務に係る委託金、2番の年金生活者支援給付金支給業務取扱交付金については、年金生活者支援給付金支給に係る委託金である。

#### 第16款 県支出金

(説明)

市民 課長 続いて、33P、34Pをお願いいたす。下段のほうになるが、16款2項1目1節総務管理費補助金の4、消費者行政推進事業等補助金については、消費者行政の事業推進に係る補助金である。5、移住・就業等支援事業補助金は、一定の要件を満たして東京圏から移住した人に支援金を支給する事業への県の補助金である。6、県U・Iターン実現トータルサポート事業補助金については、県外から本市への移住を促進するため、移住希望者が行う現地視察に必要となる本市までの交通費を補助する事業への補助金である。7、地域少子化対策重点推進交付金については、結婚新生活支援事業の実施に係る補助金である。8、犯罪被害者等見舞金支給事業補助金については、令和5年度から実施する新制度に対する補助金である。

環境 課長 続いて、37、38Pを御覧ください。2段目の6目土木費県補助金、1節都市計画費補助金の説明欄1、藪刈り払い等地域環境整備支援金は、野生鳥獣による人身被害の防止を目的として、熊などの移動経路の藪刈り払い等に対する県の補助金だ。交付率は2分の1以内となっている。近年熊の出没情報が多く、村上東中学校の通学路もある門前公園及び周辺道路の除草委託を対象事業として予定している。

税務 課長 続いて、真ん中辺りだ。38P、徴税費委託金8,554万5,000円だ。これについては、例年計上している説明欄1、個人県民税賦課徴収取扱事務委託金ということである。

市民 課長 同じくその下、16款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金の1、人口移動調査交付金については、人口移動調査に関する交付金である。2の人口動態調査費事務委託金は、人口動態調査に関する委託金である。その下、16款3項2目1節社会福祉費委託金の1、人権啓発活動地方委託事業委託金については、人権啓発活動の実施に要する委託金である。

#### 第21款 諸収入

(説明)

税務 課長 41、42P、21款諸収入、1項1目延滞金、下から2番目だ。第1節延滞金だけれども、これは説明欄1、市税延滞金、市税滞納に伴う延滞金であって、800万2,000円を計上した。45、46Pをお願いいたす。6項6目雑入の第1節総務雑入、説明欄は33及び34である。33は精通者意見価格調査料4万2,000円、その下、34、譲渡林分調査料

市民 課長 ということで3万円、これは固定資産の評価額算定のための調査料である。  
その下、同じく35、交通災害共済事務取扱交付金については、交通災害共済事務取扱いに係る交付金である。36、各種団体電気使用料は、瀬波コミュニティセンター内に事務所を設置している若者サポートステーションの電気料である。37、自動販売機設置電気料は、瀬波コミュニティセンターに設置している自動販売機の電気料である。38、コピー等使用料は、岩船、瀬波、上海府、山辺里のコミュニティセンターのコピー代だ。39、私用電話使用料はコミュニティセンターの私用電話料である。40、建物解体費用負担金については、北中生活改善センターの解体工事に伴うJA、農協の負担金である。

環境 課長 続いて、3節衛生雑入の説明欄のうち主なもののみ説明させていただくが、1、資源ごみ等売却収入は収集した資源ごみの売却収入の見込みとなる。説明欄の4、ごみ処理場有価物売却収入は、ごみ処理場に持ち込まれた燃やさないごみの中の鉄など有価物の売却収入である。

歳入  
第1款 市税  
(質 疑)

鈴木 好彦 ちょっと教えていただきたいという形なのだけれども、固定資産税についてだが、今緑町で開院されている村上総合病院か、村上総合病院の医療施設に対する固定資産税、これというのはかけられているものなのだろうか。

税務 課長 厚生連が民間事業者である関係で、その部分についても課税対象となっている。  
鈴木 好彦 普通に算出される金額ということでよろしいね。ごく普通に出されていると、金額の算出に当たってということなのだが。

税務 課長 そのように認識をいたしている。  
鈴木 好彦 それと、今解体が進んでいる旧村上総合病院の跡地、ここについても同様な取扱いだということで理解してよろしいか。

税務 課長 同様である。基準日が1月1日現在の課税なので、1月1日現在の状況で課税をさせていただいているので、同じだ。

菅井 晋一 教えてください。軽自動車税の環境性能割は減になっているのだけれども、種別割のほうは170台増になるということで税額増えるのだけれども、環境性能割が減になる理由を教えてください。

税務 課長 まず、種別割のほうから、すみません、逆になるけれども、説明をすると、増大を見込んでいるということであり、増額に至った経緯は、恐らくこれは見込みであるけれども、増大分の経費だけでなく、今当然新車を買う人が圧倒的に多いわけで、高い税率の分を買う人が多いので、こっちは増大となっており、環境性能割は保有していることに対しての種別割とは別に、今度は取得するほうにかかる税なので、取得に対してはそう多く見込んでいないというか、現有の車を使っている方が多いので、種別割は増大を見込んでいるけれども、環境性能割については、減となった要因は、ちょっと細かい話になるのだけれども、令和3年度まで取得価格の2%を通常納めてもらうのだけれども、それが1%でよいというような決まり事、暫定軽減措置が切れたので、積算をしていた・・・何と云えばいいのかな。ちょっと待ってください。

長谷川分科会長 分かったか。

税務 課長 いえ、説明は十分ではない。もう一度お願いする。令和4年度については、令和3年度までの臨時的な軽減措置ということで、取得価格の1%でよかったのが、今度令和4年度は措置が切れるので2%に戻るということで、令和4年度予算額を少し高めに見込んだのだけれども、実際は全てが2%に戻らなかったのも、取得割が金額的には抑えられたということである。こんな説明で分かるだろうか。

(「実績を踏まえてという意味か」と呼ぶ者あり)

税務 課長 そうだ。

菅井 晋一 分かった。

#### 第12款 交通安全対策特別交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

菅井 晋一 今度コンビニ収納、コンビニで戸籍とか取ったり、住民票取ったりすることができるようになると思うのだけれども、そうすると窓口で取るよりも料金少し安いのだよね。その辺も予算では見ているか。

市民 課長 コンビニ交付回数というようなことで、こちらのほうの積算については、これまでの実績を踏まえて、そこにコンビニ交付によって手数料が当然減るわけであるので、その辺のところを考慮して積算をさせていただいたということである。

菅井 晋一 分かった。予算上減っていないから、どうなのかなと思っただけだ。

木村 貞雄 28Pの衛生手数料の関係で、し尿処理手数料の単価だけれども、これは変わっていないのだよね。18リットルで300円か。

環境 課長 18リットルで150円で変わっていない。

木村 貞雄 その下のし尿処理の滞納の分、これはどんなふうにやっているか。予算上も変わっていないのだけれども。

生活環境室長 滞納繰越の対応ということでよろしいだろうか。過年分の過去5年分で未払いの方については、毎年督促、ご案内をしながら支払うように要請をして、その分を一応見込んだ金額を計上させていただいている。

木村 貞雄 文書だけやっているわけか。

生活環境室長 文書は必ずやっているし、適宜電話等も使用している。

#### 第15款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第16款 県支出金

(質 疑)

木村 貞雄 34Pの市民課の移住・就業等の支援事業補助金、今年度予算は多くしているけれども、その辺の内容について。  
市民 課長 移住・就業等支援事業補助金についてだが、令和5年度から支援の要件を変更というか、改善して子育て加算というものをつけて、子育て加算で1人当たり100万円というようなことで支援をしていくというようなことである。そういうことで、制度拡充に伴う増額ということである。

第21款 諸収入  
(質 疑)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長(長谷川 孝君) 暫時休憩を宣する。  
(午前10時58分)

分科会長(長谷川 孝君) 再開を宣する。  
(午前11時10分)

歳出  
第2款 総務費  
(説 明)

市民 課長 それでは、67P、68Pお聞きください。2款1項9目、1、交通安全対策一般経費については、交通安全指導員36人分、交通安全専門指導員1人に係る人件費及び交通安全啓発活動等に係る経費である。2、交通安全対策施設管理経費については、交通安全用カーブミラーの購入及び建て替え、撤去に係る経費である。3、交通安全対策費職員人件費については、生活人権室の交通安全対策業務を担当する職員の人件費である。69、70P、2款1項10目、1、消費者行政経費については、消費生活相談員2人の人件費及び相談業務に係る事務費等の経費である。2款1項11目、1、防犯対策経費は、防犯灯の更新、移設に係る工事費及び灯具のLED化に伴う修繕料、防犯灯設置費補助金に係る経費である。その下、2、空き家等管理不全防止対策経費については、空き家対策協議会委員の11名分の報酬並びに第2期空き家対策計画策定業務委託に係る経費である。71、72Pお願いする。2款1項13目地域活性化推進費、1、交流・定住促進事業経費であるが、移住・定住促進事業に係る経費であって、むらかみ学生応援便、それから空き家バンク移住応援補助金、移住支援金、それから移住希望者現地視察交通費補助金の事業に要する経費である。2、結婚新生活支援事業経費については、定住促進を目的とした新婚カップルへの支援事業に係る経費である。3、協働のまちづくり推進事業経費は、集落支援員の人件費、活動費、地域まちづくり組織に対する交付金等に係る経費である。なお、今回北中集落施設の解体工事費を新規で計上している。73、74Pをお願いする。4、集会施設整備事業経費であるが、集会施設の整備事業補助金で、令和5年度については14件を見込んでいる。5、地域コミュニティセンター施設管理経費は、岩船、瀬波、上海府コミュニティセンターの施設運営に係る経費である。増加分については、岩船コミュニティセンターの耐震診断業務を令和5年度行うことで計上している。6、地域おこし推進事業経費については、地域おこし協力隊の人件費6人分及び活

動に係る経費を計上させていただいている。それから、75、76P、説明の7、8.3大雨災害の集会施設整備事業経費であるが、こちらについては集会施設の整備事業補助金のうち、災害により被災した施設整備に係るものについて、補助割合を増額して行うこととしているが、こちらのほうについて、1件分を見込んで計上させていただいた。以上だ。

税務 課長

それでは、75P、76Pをお願いいたします。2款2項1目税務総務費の説明欄2である。税務総務費経費1,493万3,000円だ。これは77、78のページにもまたがっているが、まず本庁税務課、それから支所の市民生活室の会計年度の職員25人分の人件費、それから徴収機構へ派遣しているの、その派遣している1名の職員の旅費、あるいは需用費、公用車のリース料、負担金、会費などである。その下、78Pをお願いする。説明欄3、税務総務費職員人件費2億1,243万3,000円だ。これは本庁税務課、支所市民生活室の職員30人分の人件費となる。続ける。その下である。2目賦課徴収費のところ、説明欄1、賦課徴収経費1億6,655万1,000円だ。これについては説明欄のとおりであるが、主なところで一番下段のほう、過誤納還付金、還付加算金、それから過誤納金補てん金、これは1億二千何がしの大きな額になるが、これは先ほども補正予算のところでご審議いただいた令和3年8月判明の相続登記未了の固定資産に係る誤り、これを令和5年度、1,300人の作業分としての計上である。以上である。

市民 課長

それでは、その下、2款3項1目戸籍住民基本台帳費の1、戸籍住民基本台帳経費であるが、こちらについては、市民年金室の会計年度任用職員2人分の人件費及び関係法令の追録等に要する経費である。続いて、79、80P、2、パスポート事務経費であるが、こちらについては、パスポート交付事務に係る経費である。3、マイナンバーカード交付事務経費については、今年度引き続き行うマイナンバーカード交付事務に係る経費であるが、こちらについて会計年度任用職員について、各支所にも配置して対応するというようなことで、新年度については7人分を計上させていただいた。このほかマイナンバーカードの交付管理システムの使用料等に関する経費である。それから、4、戸籍住民基本台帳費職員人件費については、市民年金室の職員に係る人件費である。

### 第3款 民生費

(説明)

市民 課長

飛ぶが、93P、94Pをお開きください。中段であるが、3款1目1項社会福祉総務費、20、人権・同和対策費であるが、こちらは人権関係の啓発活動に係る経費である。前年より減額になっているのは、男女共同参画計画策定に係る経費が令和5年度はなくなったために減額となっている部分である。また飛んで、99P、100Pをお願いいたします。中段、3項1目5項国民年金事務費の1、国民年金事務経費であるが、こちらは市民年金室の会計年度任用職員1人分の人件費、それから周知活動に伴う市報掲載記事に係る経費等である。その下、国民年金事務職員人件費については、市民年金室の国民年金担当職員1人分に係る人件費である。以上だ。

### 第4款 衛生費

(説明)

環境 課長

それでは、119P、120Pを御覧ください。下段になるが、4款1項3目環境衛生費

をご説明いたします。説明欄の1、環境衛生総務一般経費は、環境審議会等の会議開催経費、環境フェスタ、市営墓地などに係る経費である。主なものとしたしては、1行目、環境審議会委員報酬は委員16人で委員会を1回開催する予算を計上している。2行目、環境基本計画等進捗管理委員会委員報償は、委員14人で委員会を1回開催する予算を計上している。121P、122Pになる。上から10行目になるけれども、施設維持保全業務委託料は、各市営墓地の除草業務に係る委託料である。14行目、害虫駆除用薬剤購入補助金は、害虫駆除用薬剤を購入する自治会へ購入費の3分の1を補助するものである。説明欄の2、排水路清掃等経費は、村上地区の清水川等排水路の清掃及び側溝等の土砂運搬、処理に係る経費である。主なものとしたしては、2行目、廃棄物収集・運搬手数料は町内の側溝清掃における土砂の収集、運搬に要する経費だ。3行目、施設維持保全業務委託料は、下渡地内と金屋地内の仮置場から新潟市内の最終処分場まで土砂搬出業務と排水路の清掃業務や除草業務等に係る委託料である。説明欄の3、畜犬登録等経費は、犬の登録及び予防注射等に係る経費である。内訳は、おおむね例年同様である。説明欄の4、新エネルギー推進事業経費だ。主なものとしたしては、5行目、住宅用太陽光発電システム設置費補助金は、これまでのFIT制度活用型太陽光発電システムへの助成に加え、自家消費型の太陽光発電システムや住宅用蓄電池設備を新たにメニューに加え、制度の拡充を図るものである。6行目、木質バイオマスストーブ設置費補助金は10件分程度の予算を計上してある。次に、説明欄の5、個別浄化槽経費だ。主なものとしたしては、2行目、合併処理浄化槽維持管理費助成金は年間1万5,000円の維持管理費助成金約300件分とプロア修理経費の助成といたして約16件分を計上している。3行目、合併処理浄化槽設置費補助金は、7人槽1基分の予算を計上している。説明欄の6、環境衛生費職員人件費は、職員9人分の人件費だ。123P、124Pを御覧ください。4目火葬場運営費だ。説明欄の1、火葬場運営経費は、火葬場3施設の運営に係る経費だ。1行目、修繕料は各火葬場の火葬炉設備のメンテナンス等に要する経費だ。2行目、指定管理料は村上、荒川、山北の3施設の指定管理料である。5年契約の2年目となる。3行目、借地料は村上火葬場敷地と山北火葬場敷地の一部の借地料である。4行目、工事請負費は、山北火葬場の火葬炉セラミック張り替え補修工事、村上火葬場の火葬炉耐火物打ち替え工事などを予定している。続いて、6目公害対策費になる。説明欄の1、公害対策一般経費の主なものとしたしては、3行目、自動車騒音常時監視業務委託料は、騒音規制法に基づく自動車騒音の調査に係る委託料である。4行目、水質検査委託料は、水質汚濁の防止を図るため、公共用水池34か所、地下水31か所で実施する水質検査等の委託料である。5行目、臭気測定検査委託料は、市内16か所の畜舎の臭気測定を年2回ずつ実施し、監視を継続して指導を行っていくものである。続いて、125P、126Pを御覧ください。2項清掃費、1目清掃総務費だ。説明欄の1、不法投棄対策経費は、投棄防止看板や不法投棄されたタイヤなどの処分に係る経費として消耗品費及び委託料を計上している。説明欄の2、清掃総務一般経費は、各種協議会などへの負担金で、今年度と同額の計上となっている。説明欄の3、清掃総務費職員人件費は、職員5人分の人件費である。続いて、2目塵芥処理費だ。説明欄の1、ごみ清掃対策経費は、ごみ収集やリサイクル等に係る経費だ。主なものとしたしては、1行目、消耗品費は指定ごみ袋作成に係る経費で、ごみ袋の大130万枚、中100万枚、小43万枚を予定している。3行目、印刷製本費は、令和6年度用のごみ収集カレンダーの印刷に要する経費で

ある。5行目、ごみ袋等取扱手数料は、ごみ袋販売代金の15%を販売店へ手数料として支払うものである。7行目、ごみ・危険物等収集処理委託料は、ごみ、危険物の収集に係る7業者への委託料である。8行目、ごみ指定袋等配達・保管業務委託料は、ごみ指定袋の配達と保管業務の委託料である。9行目、リサイクル処理委託料はガラス瓶、プラスチック製容器包装、古布の資源化処理に係る経費と瓶、プラスチック製容器包装の日本容器包装リサイクル協会での再商品化に係る経費である。12行目、工事請負費は、昨年8月の豪雨災害で災害廃棄物の仮置場として使用したグリーンパークあらかわ駐車場の補修及び白線の引き直しを行うものである。説明欄の2、ごみ処理場運営経費の主なものとしたしては、4行目、ごみ・危険物等収集処理委託料は廃乾電池、蛍光灯等の処理委託料及びテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコンなどの運搬、処分に係る委託料である。6行目、ごみ処理場運營業務委託料は、ごみ処理場運営に係る委託料である。当年度当初予算より5,101万1,000円の減となっている。これは、委託事業者との長期契約の中で、年度ごとに計画している補修工事の内容などにより委託料が決められていることによるものである。7行目、運営モニタリング業務委託料は、ごみ処理場の運営が順調に進んでいるかどうかについてのモニタリングを専門業者に委託し、ごみ処理場の運営をチェックするものである。9行目、固化灰運搬埋立業務委託料は、焼却灰の飛灰を固化したものをごみ処理場から荒沢最終処分場へ運搬し、埋立てをする業務に係る委託料である。次のページを御覧ください。1行目、焼却灰資源化業務委託料は、最終処分場の延命化及び資源化率向上のため、焼却灰の主灰約500トンを資源化処理する業務を委託するものだ。委託先は、埼玉県の民間リサイクル会社となる。2行目、焼却灰最終処分業務委託料は、本市の最終処分場の延命化を図るため、焼却灰のうち主灰1,200トンについて、山形県村山市の最終処分場に処分を委託するものである。3行目、水質検査委託料は、檜原場内の観測井戸2か所、檜原地内の個人井戸6か所、計8か所について、年1回、31項目の水質検査とダイオキシン類の測定を行っているものである。4行目、システム改修等業務委託料は、今年の10月から開始されるインボイス制度への対応のため、ごみ処理場で発行する領収書の印字項目に適正税率、税率ごとに区分した消費税額、適格請求書発行事業者の名称及び登録番号を表示するシステムに改修を行うものである。説明欄の3、最終処分場運営経費は、荒沢最終処分場及び荒川郷最終処分場の運営経費だ。主なものとしたしては、2行目、消耗品費は荒沢最終処分場及び荒川郷最終処分場の水処理に係る薬品代である。4行目、光熱水費は両施設の電気代だ。中ほど、8行目になるが、廃棄物収集・運搬手数料は、板屋越埋立地の浸出水の運搬と荒沢最終処分場の脱水汚泥の運搬に係る手数料である。11行目、設備保守点検業務委託料は、荒沢最終処分場の設備維持のための保守点検業務に係る委託料や活性炭の交換に係る委託料となる。13行目、施設管理業務委託料は荒沢最終処分場の水処理施設の運転管理業務に係る委託料及び荒川郷最終処分場の施設管理業務委託料である。14行目、水質検査委託料は、荒沢最終処分場、板屋越埋立地及び荒川郷最終処分場に係る地下水等の水質検査の委託料となる。17行目、工事請負費は、荒沢最終処分場の水処理施設定期修繕工事を計画している。説明欄の4、旧ごみ処理場解体事業経費だ。檜原地内の旧ごみ処理場解体工事に着手するものである。3か年の継続事業を予定している。1行目、測量設計等委託料は、解体工事の施工管理業務委託料の令和5年度分である。3行目、工事請負費1,480万円は、旧ごみ処理場解体工事の令和5年度分の工事費となる。続

いて、3目し尿処理費である。説明欄の1、し尿収集経費はし尿収集に係る経費だ。主なものとしたしては、8行目、し尿収集委託料は、し尿収集を委託している市内4事業者への委託料である。説明欄の2、し尿処理施設管理運営経費は、し尿処理施設アクアセンターの指定管理などに係る経費だ。主なものとしたしては、6行目、指定管理料は令和3年度から令和7年度の5か年の契約に係る指定管理料の令和5年度分となる。10行目、工事請負費は、修繕計画に基づく設備の点検及び修繕工事となる。以上だ。

#### 第8款 土木費

(説明)

環境 課長 続いて、167、168Pを御覧ください。一番下の段になる。8款土木費、6項3目公園費のうち説明欄の1、都市公園維持管理経費は、環境課が担当している公園等の維持管理に係る経費である。主なものとしたしては、1行目、現場作業員報酬は中州公園の管理業務について、作業員を会計年度任用職員として雇用し、直営により管理しているものだ。次のページを御覧ください。3行目、光熱水費は当課が担当している公園やトイレ等の電気料及び上下水道料である。6行目、施設維持保全業務委託料は、公園の清掃や除草などに係る経費となる。以上だ。

#### 第2条「第2表 継続費」

(説明)

環境 課長 それでは、7Pを御覧ください。4款衛生費、2項清掃費、旧ごみ処理場解体事業についてだが、事業費総予算額8億9,650万円を令和5年度から令和7年度までの3か年間の継続費とするものである。年割額については、表に記載のとおりだ。予算の内訳は朝日地区、檜原地内のごみ処理場脇に残っている旧ごみ処理場の解体工事費及び施工管理費となる。旧ごみ処理場解体事業については、令和4年度にごみ処理場敷地内の残渣撤去工事及び荒川郷最終処分場の閉鎖工事を行い、令和5年度から旧ごみ処理場の解体工事に着手する計画で進めてまいった。残渣撤去工事等は今年度中に完了の予定だったけれども、昨年8月の大雨により災害の影響で工期が遅れたため、今年の7月末まで工期を延長し、予算を繰り越すこととしている。残渣撤去工事完了後に旧ごみ処理場解体工事の入札、契約の手続を進めるため、秋頃に入札及び仮契約を行い、12月の定例会へ議案を上程の予定だ。工事期間は26か月を見込んでいる。12月定例会の議決後に本契約となるので、令和6年1月から令和8年2月までの工期となる予定だ。年度割の予算案分については、直接工事費の割合を令和5年度分が2%、令和6年度分24%、令和7年度分74%として諸経費を加算した額となる。説明は以上だ。

歳出

#### 第2款 総務費

(質疑)

鈴木 好彦 防犯対策経費の中で、LED化が今進められていると思うのだけれども、今現在LED化の率というのはどんな感じまで進捗しているものだろうか。

市民 課長 防犯灯のLED化ということで、令和5年1月末現在ということでお話をさせていただくが、全体でLED化率は43%ということになっている。

- 菅井 晋一 空き家バンクのことでちょっとお尋ねしたいのだけれども、空き家バンクのホームページは直接市で作っているものか。
- 市民 課長 当課の職員が随時更新を行っている。
- 菅井 晋一 よそのホームページとか見ると、まず画像が大体動画なのだ。物すごくレベルが違い過ぎて、あれでは移住、定住はおぼつかないかなというふうに思う。やっぱり動画でないと、今はそのまちの雰囲気も分からないし、周囲のことも分からないし、部屋の一部分写真撮ったって、あそこ行ってみたいとか、なかなかそこまでいかないのではないかと思う。特にこれだけ遠い村上市であるから、都会からしてみるとね。そういう意味では、やっぱり動画とかそういうのを入れてもうちょっと充実しないと、到底よそには勝てないのかなというふうに思う。今はきっと所有者が撮った写真を載せているということなのだろうか。
- 市民 課長 所有者ではなくて、先ほど申し上げたように、職員が随時更新しているので、空き家の登録希望があった場合、所有者の方と職員が同行して、その家屋を調査させていただく。間取りとか状況を確認させていただくので、その際に職員が写真を撮って、それをホームページのほうにアップしているということをやっている。
- 菅井 晋一 ぜひよそに負けないような、やっぱりそれが一番の窓口なので、充実したホームページにしていきたいなと思う。以上だ。
- 市民 課長 大変貴重なご意見として承らせていただくので、これからそのような部分について内部でまた検討させていただく。
- 鈴木 好彦 菅井委員の質問に対してまたかぶせるようで申し訳ないのだけれども、いわゆる空き家に対して移住してくる人というのは、子どもを持っている人もいると思うのだ。そうすると、子どもを育てる環境ということも非常に大事になってくると思うのだ。なので、学校までの距離とか、近所のいわゆる子どもが遊べる施設とか、それから買回り品ができる便利さとか、やはりそういうものを訴求していかないと、なかなか、おっという感じにはなれないと思うのだ。菅井さんの質問にかぶせるようで申し訳ないのだけれども、その部分も私も追加しておきたいと思う。以上だ。
- 市民 課長 今ほどのご意見ありがとうございます。ただ、今現在もホームページ、空き家バンクのほうに最寄りの公共機関までの距離だとか、そういう必要最低限のものについては一応掲載はしている。ただ、もっといろんな遊び場だとか、そういうふうな部分のもう少し利用者というか、関心を持つような部分というのは多少少ないのかなというふうには感じるので、ホームページについては今ほど両委員のほうからご提案いただいたところを含めて、できるだけ皆さんに見ていただけるものに検討させていただきたいと思う。
- 鈴木 一之 空き家に関してなのだが、空き家促進区域の設定というのも各市町村等々で設定がということであるのだが、当村上市としては今調査も含めながら、促進区域の設定等々に対してはどのような動きだろうか。
- 市民 課長 近隣のほうでは、そのような動きがあるということは承知をしている。それで、今年度、空き家の実態調査をやらせていただいた。若干議会のほうでもこの前ご報告をさせていただいたが、これらの調査結果を踏まえて、先ほど申し上げたが、新年度に次の新しい空き家対策等の計画を策定することとしているので、その中において今ほど委員おっしゃったところの区域設定だとか、そういうものも当然議題の中に上がってこようかと思うので、その中でいろいろと検討はさせていただきたいと考えている。

- 鈴木 一之 促進区域では観光振興とか、エリアによってそういうところも、当村上市の場合もそこらというのも加味していただきながら、有効に活用させていただくような方向でお願いしたいと思う。以上だ。
- 市民 課長 貴重なご意見として承らせていただいて、策定委員会のほうの中でもそのような部分をご紹介させていただきたいというふうに思う。
- 鈴木 好彦 それでは、72P、空き家から離れる。3番目の協働のまちづくり推進事業経費の中の集落支援員報酬が、この金額が1,700万円から計上されている。これは何人ぐらいを想定しているのか、あるいは現在何人おって、これから増員を何人ぐらい見ているのかというような実態を教えてくださいというふうに思うが。
- 市民 課長 集落支援員については、今年度、令和4年度であるが、現在7人の方をお願いをしている。荒川地区が1人、神林地区が2人、朝日地区が1人、山北地域が3人というような現状である。令和5年度については、増員を予定していて、荒川地域のほうで新たに新規を1人追加を現在計画して、募集をしているところである。ということで、令和5年度については、全体で8人の集落支援員を配置したいということで予算計上させていただいている。
- 富樫 雅男 次の74Pなのだけれども、地域おこし推進事業、地域おこし協力隊、今6人ということなのだけれども、私思うのは、こういう人たちがいろいろな非常に貴重な活動をやられている。それをもっともっと市民の方にも知っていただく、それによってご本人もモチベーション上がるのではないかなというように思う。例えば1年に1回そういう活動を披露するというか、そういう場を設けてもいいのではないかな。また、ほかの協力員なり市民の人もそういうのが非常に勉強になると思うのだけれども、いかがだろう。
- 市民 課長 大変貴重なご意見ありがとうございます。これまでコロナ禍ということがあって、なかなか対外的なそういう活動発表の場というのが取れなかったというのが正直なところであって、各地域に地域づくり団体等もあって、そちらの活動の中で地域の集落支援員だとか、今ほどの地域おこし協力隊員の皆さんが活動紹介をするという場面は何度かあった。ただ、全体で発表会というような部分というのはこれまでなかった部分もあるので、今ほどのご意見も参考にさせていただいて、市内全域で皆さんが共有できるような活動発表とか、そういうものも非常に効果的だし、活動をやっている方々にとっても非常にいい刺激になるのではないかなというふうに思うので、ぜひ検討はさせていただきたいというふうに思うし、今月の1日の市報のほうには、支援員さんと協力隊員さんの活動の状況、スペースの関係があって、非常にコメントが小さくなってしまったのは残念なのだが、ご紹介をさせていただいた。そういうふうなことで、いろんな媒体を使って紹介はまた引き続きやっていきたいと考えている。
- 菅井 晋一 ちょっとマイナンバーカードのことでお尋ねする。今朝の新聞で、保険証は廃止して、マイナに統一するというような記事が出ていた。時代はそういう流れで仕方ないのかなというふうには思うが、これまでの住民の方から、自分はマイナンバーカードは要らないし、今までどおり紙の保険証でできないものかというようなことで、そういう話をもらった。そういう方々でも不安がないような何か情報提供とかしていただいて、どんどん進むので、でも大丈夫なのだというようなことを広報していただきたいなと思う。
- 市民 課長 国のほうでも方針がいろいろと二転三転するような部分もあって、なかなか市民の

方々に的確な情報をお伝えするタイミングというのが今まだ実際正直なところない部分であるが、今ほど議員おっしゃった保険証に関しては、今国の方針としては資格者証というものを出して、カードを持っていない方についてはその資格者証で受診ができるということで、そちらのほうについても有料、無料とか様々話が出ているが、その辺のところはまだ確定された情報はこちらのほうに入ってきていないが、必要に応じて、またカードがなくても、いろんな情報についてはお届けできるように随時考えてまいりたいと思っている。

稲葉久美子 同様なマイナンバーカードでお伺いしたいのだけれども、2月末で一段落しているような状態はあると思うのだけれども、村上だと何%ぐらいまでの普及率なのだろうか。

市民 課長 今ほどの2月末というのは、多分マイナポイントの2万円相当のポイントが付与されるのが、2月末までにマイナンバーカードの申請をするとマイナポイントというのが付与されるよということの期限というのが2月末なので、マイナンバーカードの申請受付については、当然現在もやっているし、引き続きやっているというのが一つある。それで、現時点の2月末時点の交付率だ。マイナンバーカードを交付した率ということであるが、村上市の場合、64.9%というふうな交付率になっている。大分職員のほうも頑張っていたいて、かなり県内のほうでも上位のほうまでの交付率になっている状況である。

稲葉久美子 ポイントのつくのが2月末だったのだけれども、それで慌ててと言ったら変だけれども、予定どおり本人いったのだから知らないけれども、27日の日に、支所のほうなのだけれども、行ったらしいのだ。そうしたら、満杯だから、今日はもうできないと言われて、帰されたらしいのだ。それで、28日に再度行ったら、また帰されたという状況で、時間、何時に行ったらしいかについて詳しいことは私聞いていないけれども、それでカードの申請そのものはそれこそずっと引き継がれるわけだけれども、その人たちそんなに一生懸命やっているのに、出ていったのにどうしてくれるのだみたいな形での反発があったのだけれども、それはもっと早く行けばよかったのだろうと私思うわけだけれども、そんなことが支所の中ではあったらしいのだ。村上の中ではそんなふうにはちょっと私は見えなかったのだけれども、支所ではそんな状況もあったということで、あれほどやっても64%、一生懸命集中してやったけれども、でもこれから新聞紙上の状況から見ると、今度は自宅から出られない人とか、施設に入っている人とかに今度普及させるためにこれから努力するのだみたいなことも書いてあるみたいだけれども、県としては63.何%の普及だということで、そんなに、私にすれば思ったより増えていないなというような感じもするのだけれども、では継続してやるというようなことでいいのだよね。

市民 課長 マイナンバーカードの交付業務については、先ほど予算のところでも説明いたしたが、引き続き業務はやっているし、国のほうでも100%交付を目指すということなので、いろんな施策を通しながら、普及に努めてまいりたいというふうを考えている。あと、補足であるが、その64%が高いか低いかというふうな部分については、我々もいろいろと分析をしている。そもそももうカード要らない、つくらないとおっしゃる方も実際やっぱおられる。あと、今ほどあった施設に入所していて、つくりたくてもつけれないという方も相当数いらっしゃるというふうな理解をしている。これからそういう施設関係とか、こちらのほうから出向いて行って申請をしてもらおうというようなやり方もこれから必要になってくるというふうな考え

ているので、またこれから職員の中でもいろんな方法を検討して、できるだけ多くの皆さんにカードを所持していただけるように努めてまいりたいというふうに考えている。

長谷川分科会長 市民課長、申請した人というのと、それから交付になった人というのは違うのだろうか。

市民 課長 違う。申請率というのは、あくまでも今ほど言ったように、今ほどというか、申請をして、受理をした件数ということになるし、交付というのは、申請に行って、カードができてくる。今度カードができてきて、窓口のほうで暗証番号を設定して、ご本人にお渡しをする、それが交付ということになるので、今国のほうでも基準としているのが交付率ということで、一定の皆さんの各自自治体の数値等を公表しているもので、我々常に交付率というところの中で一応皆さんのほうにはお知らせをしているというところである。

三田 議長 今分科会長言われるように、さっき市民課長は交付率と言ったわけだから、それで少ないねと言ったわけだから。2月の末に申請は相当しているわけだ。あれだけパニックの状態だから。支所も、私もいっているのが。それを知っていたら教えてやって、申請を。さっき交付って言っただろう。交付でなくて、あれだけ2月末で混んでいるわけだから、申請は相当行っているわけだから、それ分かったら皆さんに教えてやって。分からなければいい。

市民 課長 すみません。申請の部分については、今手元にちょっと細かい数字はない。ただ、県も含めて県内の2月の申請の状況というのを取りまとめるようにというふうには調査があつて、そちらのほうを取りまとめた結果、かなり今ほど言ったように駆け込み申請ということで、たしか2,000から3,000件近くの申請があつたというふうになっているので、他の自治体よりも村上市のほう、かなり混雑したのではないかなというふうには理解している。

富樫 雅男 今議長のほうからも申請率を教えてほしいということで、私もそれ知りたかったのだけれども、できればその際に地区別も教えていただければと思う。今回5月末まで山辺里の農村環境改善センターだとか、あそこで申請の受付を5月末までやるということなのだけれども、今の市のお話だと、出向いての申請、受付というのもやられるということなので、非常に小まめにやられるのだと思う。ぜひよろしく願います。

市民 課長 申請もしくは交付の地区別の状況というのはなかなかうちのほうで押さえるというのは難しいという状況が実際のところある。うちのほうで交付はするのだが、大本の国のほうのJ-LISというところからカードが来て、交付するというふうなことになるので、ちょっとそこところは押さえるのが難しいというのが1点である。あと、それから山辺里の農村環境改善センターのほうでやっているのは、マイナポイントの付与の業務について業者に委託してやっていただいているので、申請受付については、これまでどおり本所、それから各支所の窓口のほうで受付を行うし、今後また国のほうの動向にもよるが、必要に応じてそういう出張申請の受付だとか、施設に出向いての申請受付というものについては、これから企画、計画するというようなことになる予定である。

富樫 雅男 この日にちを変更したり延期したりというのは、各自自治体が独自にやっていいことなのか。マイナポイントにしても。

市民 課長 マイナポイントの付与というものに関しては、これ国の施策になっているので、今

回5月末までマイナポイントの付与の期間が延長されたが、これは国のほうが定めたものであって、そこに沿って各自治体がサービス業務の支援を行うというものである。

鈴木 一之 今のマイナンバーカードの関係なのだが、今度ワンストップサービスということで、国からもそういうことでこの6日からか、その辺の試行が始まるということであるのだが、その点も含めてこれから異動時期であるので、転入、転籍、転出等々の届出もそういうことでできるということもあるので、その辺りも含めて周知徹底していただきながら、活用もできるのだよということをお願いしたいと思う。

市民 課長 今ほどお話のあったワンストップサービスということで、転入届、転出届の関係については、もう既にマイナポータルのほうで手続をすると、市役所のほうに行かなくても手続ができるというような形、もう既に導入してスタートしてあって、村上市においても数件既に利用があるというような実績である。今回の議会の中でもお話あった書かない窓口というようなものも含めて取扱い、取組等は全庁的に進めているので、さらにまたPR含めてこれから進めていきたいというふうに考えている。

### 第3款 民生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第4款 衛生費

(質 疑)

木村 貞雄 126Pのごみ処理場運營業務委託料の件で説明があったのだけれども、よく内容を聞き取れなかったのだけれども、要するに今までのやっているものを検証したような形で市のほうからそういう減額はありがたいのだけれども、そういった市のほうからの要望というか、そういった関係で減額しているのか。

環境 課長 ごみ処理場の運営については、ごみ処理場を造ったときに村上環境テクノロジーさんという会社に運営を20年間委託するという契約になっている。その契約当初にもうこの年にはこういう修繕をする、この年にはこういう修繕をするという、壊れたら大変なので、年次計画的に年度ごとにやる工事とかメンテナンスをもう決めていくわけだ。その関係で、ある年についてはちょっと大がかりなそういうメンテナンスが入るときには予算が大きくなるし、そういう大きな補修工事が、取替え部品の交換がない年には、その分その年の委託料が少なくなるというふうな仕組みになっている。

木村 貞雄 そうすると、あくまでも業者のほうからの計画みたいになっているのだよね、今の話だと。その計画決めた中でやっているということだよ。市からのあれは関係ないのだよね。

環境 課長 そのとおりである。

木村 貞雄 次のページの、最終処分場もそうだけれども、し尿処理場においても毎年水質検査あるわけだけれども、今市でそういった業者は何社あれしているか。業者名聞きたいのだけれども。

生活環境室長 ごみ処理場においては、新潟県環境衛生研究所さんをお願いしている。し尿処理場においては、一応その指定管理料に含まれた形でもあるので、指定管理者のほうで手配をするということだ。

長谷川分科会長　ここでこのまま継続して続行していいよね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

市民 課長　先ほどご質問のあった駆け込み申請の関係の資料がちょっと見つかったので、ご紹介させていただきたいと思うが、県内の調査の中で、2月、1か月の申請が村上市は3,139件であった。申請率がこの時点だけで5.5%伸びていると。これあくまで申請なので、先ほど申し上げた交付したものではないのだけれども、2月、1か月で受け付けた件数が3,139件あったということで調査報告出ている。以上だ。

鈴木 好彦　122Pをお願いできるだろうか。説明欄4の新エネルギー推進事業経費の中の住宅用太陽光発電システム設置費補助金という説明の中で新しい施策があったやに聞いているけれども、旧施策と新施策の対比の中で、これどんなものになるのかちょっと説明をお願いできるか。

環境 課長　これまでの太陽光システムの補助金については、固定価格買取制度、いわゆるFITによる太陽光発電システムを対象にしていた。要するに設置した方が電気を売るというものである。今固定価格の金額が非常に下がってきているということと、それから再生エネルギーの推進ということで、売るのではなくて、自分のところの太陽光発電を自分のところで使うという自家消費型についても対象にしていきたいということで、その分を加えたものと、あと太陽光発電については、要するに日が照っているときしか発電できないので、それをためる蓄電器か、それについても補助対象に加えるということである。

菅井 晋一　旧ごみ処理場の解体についてなのだけれども、収入のところでは聞けばよかったのかもしれないのだが、解体工事については、関川、栗島浦からの負担金というのはあるものだろうか。

環境 課長　関川村からの負担金も、その工事費に含んで割合をいただく予定としている。

菅井 晋一　では、今の予算にも組んであるわけか。

環境 課長　予算書の228Pを御覧いただきたいと思うが、その表の中で、旧ごみ処理場解体事業の財源内訳も載っているかと思う。令和5年度、令和6年度、令和7年度、それぞれその他の欄にそれがあるわけだけれども、その他の中には基金からの繰入金と関川村からの負担金が入っていて、この中に関川村の負担金も含まれている。

## 第8款 土木費

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 第2条「第2表 継続費」

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

分科会長（長谷川 孝君）散会を宣する。

（午後 0時08分）